

## ACSV MONTHLY LETTER

給与収入は「年末調整」によって所得税が計算され、確定申告の必要はありません。  
ただし、次の場合は確定申告をする必要があります。

## ● 確定申告をしなければならない場合

1	給与の収入金額が2,000万円を超えている
2	年末調整した給与以外の給与収入 と 給与・退職以外の所得 の合計額が、20万円を超えている
3	同族会社の役員等で、その会社から 貸付金の利子 または 資産の賃貸料 を受けている
4	年末調整を受けていない または 年末調整内容の異動(扶養家族など)があった

## ● 確定申告により還付を受ける場合

1	医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除などを受ける
2	年の途中で退職し、その後就職しなかった
3	前年は事業所得などがあり予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった

所得税は、毎年2月16日から3月15日の間に自ら確定申告して、所得税を納付することとされています。給与収入のみでも確定申告の必要な方は、早めに当事務所にご相談下さい。

## 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	1月以降でも可
1月	源泉所得税納付(納期特例・下期分) 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ 電子メール でお願いしております)